
今月のテーマ 交際費等の損金不算入制度の改正

平成 26 年の税制改正大綱により、平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から交際費等の損金不算入制度が改正されます。接待飲食費の 50%が損金、いわゆる経費に算入できるようになりますが、今後交際費等については、①1 人あたり 5,000 円以下の飲食費、②①以外の飲食費、③その他の交際費の 3 種類に区分する必要がある、処理が煩雑となりますので、注意が必要となります。

なお、この改正法案は既に国会に提出されましたが、執筆時点ではまだ審議中となっています。その旨ご了承ください。

1. 接待飲食費の 50%損金不算入

(1) 改正内容

法人が支出する交際費等は原則全額損金不算入ですが、平成 26 年 4 月 1 日以後開始事業年度より、接待飲食費の額の 50%相当額が損金の額に算入されます。

なお、1 人あたり 5,000 円以下の飲食費については、今までどおり損金の額に算入されます。

(2) 接待飲食費とは

接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用で、自社の役員・従業員等に対する社内飲食費(交際費等に該当するものに限ります)を除きます。

2. 中小法人の特例

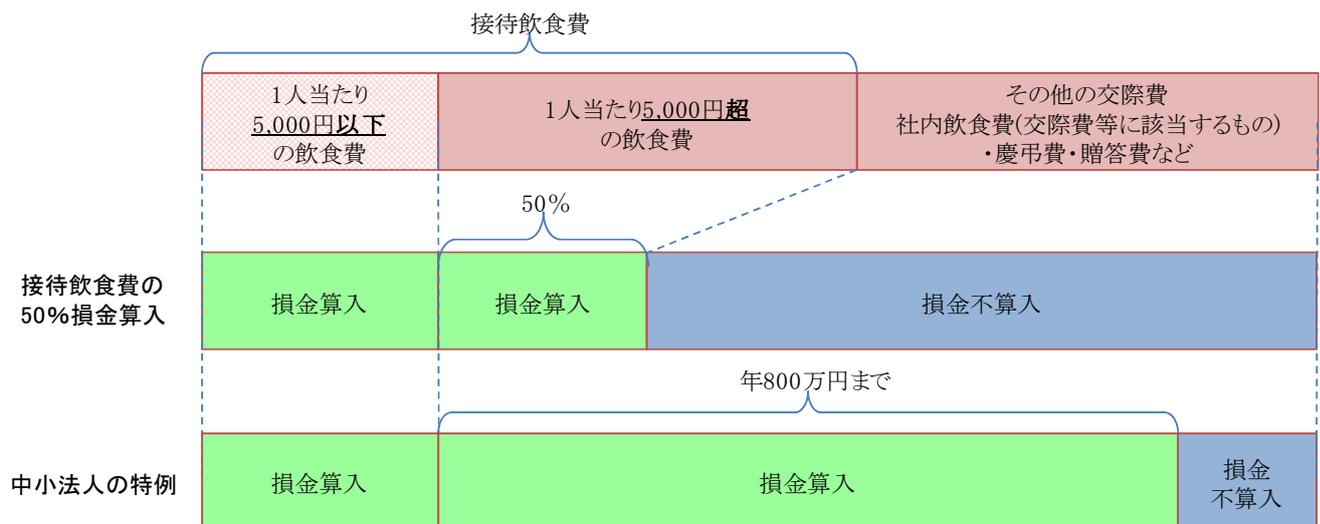
(1) 現行の中小法人の交際費等の損金不算入の制度

中小法人については、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から年 800 万円までの交際費等については全額損金に算入されます。

ただし、平成 25 年 3 月 31 日までに開始する事業年度については、年 600 万円までの交際費等はその交際費等の額の 10%が損金不算入となり、年 600 万円を超える交際費等はその超える部分について全額損金不算入となります。

(2) 改正内容

資本金が 1 億円以下である中小法人については、上記 1 と現行の年 800 万円までの損金算入制度とのいずれか有利な方を選択できます。図解すると以下のようになります。



※ 接待飲食費の50%損金算入と年800万円までの損金算入のいずれか有利な方を選択できます。

(3) 中小法人とは

中小法人とは、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下である法人をいいます。

ただし、資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上の法人の 100%子会社等については、この中小法人の特例の適用はありません。